

審議結果（令和 4 年度第 2 回）

審議会等名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 4 年 11 月 28 日（月）18 時 02 分から 19 時 03 分まで

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室 及び W e b 会議

出席者【会長・副会長等】

佐藤宏之委員【会長】、藤井恵介委員【副会長】、稲本万里子委員、森谷美保委員、藤井雅子委員、浅見龍介委員、内田青蔵委員、山崎祐子委員、谷口貢委員、山本志乃委員、鈴木淳委員、中島圭一委員、寺前直人委員、谷川章雄委員、石川正弘委員、金子弥生委員、鈴木伸一委員

次回開催予定日

令和 5 年 2 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、藤田

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（佐藤会長）

ただいまから、令和 4 年度第 2 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

はじめに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。本日の議事につきましては、部会報告の後、諮問事項 1 件、協議事項 1 件、報告事項 3 件の議題が予定されております。これらのうち、諮問事項の「県指定重要文化財の指定の諮問について」は、県指定にかかわる未成熟情報でございますので非公開とし協議事項の「ア 県指定重要文化財等の保存活用について」は、内部的検討途中であることから、これも非公開にしたいと考えております。また、報告事項については、公開したいと考えております。

公開の方法は傍聴といたしますが、これについて御異議等がございますか。よろしいでしょうか。

（全委員） < 異議なし >

(佐藤会長)

それでは御異議ないということで、そのように進めさせていただきます。事務局の方々、本日の傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局)

おりません。

(佐藤会長)

わかりました。それでは審議会に先立って開催された各部会で話し合われた内容について、各部長又は代理の方から簡単に御報告をいただきたいと思います。それでは第1部会からお願いいたします。

— — — — —

<議事概要箇所>

・部会報告について

各部会での協議内容等が報告された。

・諮問事項「県指定文化財の諮問について」

教育委員会教育長からの諮問書が、文化遺産課長から谷口委員に手交された。

事務局から諮問案件について概要説明が行われ、協議を行った結果、第2部会に調査を付託することとなった。

・協議事項「県指定重要文化財等の保存活用について」

県指定重要文化財等の保存活用について各部会から検討結果が報告され、事務局から今後の予算編成予定等を説明し了解された。

— — — — —

(佐藤会長)

それでは報告事項に入ります。

報告事項のア「国指定文化財の指定等について」事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「国指定文化財の指定等について」説明いたします。資料3「国指定文化財の指定等について」を御覧ください。

項目1「国重要無形文化財の保持者の追加認定」についてです。国の文化審議会(会長:佐藤信)は、令和4年7月22日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、神奈川県在住の重要無形文化財「能シテ方」の保持者の追加認定をするよう文部科学大臣に対して答申しました。また、文部科学省は、令和4年10月31日付け官報において、神奈川県在住の重要無形文化財「能シテ方」の保持者の追加認定する旨の告示を行いました。この告示により、本県の国重要無形文化財の保持者は2名になります。

「令和4年10月31日付け官報告示」、重要無形文化財 能シテ方 大坪近司、芸名は大坪喜美雄です。

1番、保持者、大坪近司(芸名 大坪喜美雄)、年齢、満75歳、住所は神奈川県横浜市になります。

2番、保持者の特徴

同人は、伝統的なシテ方宝生流の技法を高度に体現し、地謡や後見での力量も含め評価が高く、現在の宝生流を代表する能楽師の一人として重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

3 番、保持者の概要

同人は、昭和 34 年に宝生英雄（後の十八世宝生宗家）に師事し、翌 35 年には「鞍馬天狗」の子方（花見）で初舞台を踏んだ。昭和 39 年にシテ方宝生流大坪十喜雄の養嗣子となり、当時の宝生宗家十七世宝生九郎にも師事して更なる研鑽を積む。昭和 46 年「胡蝶」で初シテを務め、その後も同 51 年に「石橋」、同 57 年に「道成寺」をひらくなど、着実に芸歴を重ねた同人は、古稀以降も平成 29 年「鸚鵡小町」、令和元年「卒都婆小町」など流儀の重要曲を多く務め、現在に至っている。

能シテ方五流の中でも、宝生流は特に滋味深く繊細な謡を特徴とする。こうした宝生流の伝統的技法を高度に体现し、かつ端正な舞とともに各曲の曲趣を的確に表現する同人の舞台は高い評価を得ている。また同人は自主公演「大坪喜美雄の会」を開催するなど意欲的な活動を継続するほか、これまで長年にわたり後進の育成にも尽力している。

以上のように、同人は、能シテ方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通していると同時に、その技法を高度に体现している。「国重要無形文化財の保持者の追加」は以上です。

続きまして、「国選定保存技術の保持者の追加認定に関して」でございます。

国の文化審議会（会長：佐藤信）は、令和 4 年 7 月 22 日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、神奈川県在住の選定保存技術「甲冑修理」の保持者の追加認定をするよう文部科学大臣に対して答申しました。また、本答申について、文部科学省は、令和 4 年 10 月 31 日付け官報において、神奈川県在住の選定保存技術「甲冑修理」の保持者の追加認定をする旨の告示を行いました。

この告示により、本県の国選定保存技術については、県内初の認定となり、保持者は 1 名となります

「令和 4 年 10 月 31 日官報告示」、選定保存技術 甲冑修理、西岡文夫

1 保持者氏名

西岡文夫、年齢、満 69 歳、住所は神奈川県横浜市となっております。

2 保持者の特徴

同人の甲冑修理は、平安・鎌倉期の大鎧から当世具足など中近世以降に至る幅広い時代の甲冑について、安定した技術と確かな見識の下に、適切な保存処置を施すことにおいて、高い評価を得ている。

3 保持者の概要

同人は、昭和 53 年より甲冑製作を独学で始めた。昭和 56 年、甲冑師森田朝二郎氏に師事し、甲冑製作、修理に従事し、同技術を体得した。同人は、平安・鎌倉期に用いられた比較的単純な構造の大鎧から、当世具足など中近世以降の立体的かつ複雑な構造の甲冑に至る、幅広い時代の甲冑について、修理や復元模造の豊富な経験を積んでいる。甲冑を構成している金具や小札、草摺等、各部の復元模造や修理に必要な金工や皮革工、漆工等の多岐にわたる工芸技術を修め、多様な材料や材質に応じた適切な修理や構造の補正等において、数多くの実績を有している。同人は、修理事業及び模造事業を通じて、後継者育成にも積極的に尽力し、日本甲冑文化の保存と継承に大きく貢献している。「国選定保存技術の保持者」の説明は以上でございます。

続きまして、国登録有形文化財の新規登録について御説明します。資料 3 の項番 3 を御覧ください。

文部科学省は、令和 4 年 10 月 31 日付け官報において、「本覚寺本堂」ほか 10 件を

登録有形文化財に登録する旨の告示を行いました。この告示により、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で303件となります。

今回指定となった11件について、資料を基に簡単に御説明させていただきます。

まず、鎌倉市小町に所在する「本覚寺本堂」ほか7件について御説明します。本覚寺は鎌倉市の若宮大路の東に位置する日蓮宗の寺院で、本堂、客殿、庫裡、分骨堂、鐘楼、手水舎、楼門、大門の8件が今回登録となりました。本堂は、境内の中央西寄りに東面し、桁行七間、梁間七間、入母屋造棧瓦葺で、正面に軒唐破風の向拝を付します。日蓮宗の伝統的平面ながら、小屋組はトラスとして軽量化を図っています。関東大震災を乗り越えた、十代伊藤平左衛門によるものです。

客殿以降の7件につきましては省略させていただきますので、のちほど資料にて御確認いただければと思います。

続きまして、小田原市本町に所在する小田原宿なりわい交流館（旧角吉店舗）について御説明します。資料3の4ページから御覧ください。昭和7年に建築された、小田原宿中心部にある旧漁網店の店舗で、現在は小田原市が所有しています。かつては魚市場が隣接をしていました。二階建てで切妻造棧瓦葺、外壁は下見板張りです。正面がガラス戸の下屋を設け、二階正面は出格子とし、二段の出桁造となっています。一階は土間と十五畳のミセ、二階は漁具の作業場でした。水産業の歴史的景観を伝えるものです。

続きまして、逗子市山の根に所在する旧本多家住宅主屋について御説明します。昭和13年に建築された、逗子駅近くの山すそに立つ洋風住宅で、現在は株式会社久米設計が所有しています。外観はモルタル仕上げの大壁で、開口部周りに擬石をあしらひ、バルコニーの腰壁にはメダリオンが飾られています。正面西にポーチと玄関、東に吹き抜けの居間を配します。久米権九郎の設計で、東ね式の小柱と横架材を用いた独自の耐震木造構造によるものです。

最後に、三浦郡葉山町堀内に所在する旧足立家別邸主屋について御説明します。昭和8年に建築された、葉山町西部の山すそに位置する実業家の別邸で、佐藤功一の設計です。二階建ての切妻造棧瓦葺で、南に面し、外壁はハーフティンバーです。内部は中廊下を通して和洋の部屋を巧みに配し、内外装材には王子製紙製 繊維板のトマテックスが多用されています。佐藤功一の作品としても貴重な住宅となっております。

報告事項アの説明は以上となります。

（佐藤会長）

ただいまの報告アの「国指定文化財等の指定等について」事務局から説明がございました。この件について、委員の皆様から御質問・御意見等がありましたらよろしくお願ひします。

（藤井恵介委員）

建造物の国の登録文化財の御説明があったのですが、この文章は国が審議会で通した時の文面ですか。

（事務局）

そのとおりです。

（藤井恵介委員）

わかりました。最初のお寺のところで、伊藤平左衛門さんの仕事っていうのが、震災を乗り越えたのが平左衛門さんなのかお堂なのかよくわからなかったのですが、国の担当者の文章ということで結構です。

（佐藤会長）

これは多分変更できないと思いますので。他にございませんか。

(全委員) <質疑・意見等なし>

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。次に、報告事項イ「県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より「報告事項イ 県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」報告いたします。資料4を御覧ください。

本件については、前々より報告しております、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更につきまして、「1 経緯」の二つ目の○に記載のとおり、このたび、事業者である横須賀市大楠漁業協同組合が許可条件に基づき、第5回目のモニタリング調査を実施し、調査報告書を提出したことを受け、県教育委員会が行った対応について報告するものです。

「2 県教育委員会の対応」を御覧ください。調査報告書の提出を受けて開催した、令和4年度第2回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行った結果、次のことが確認されました。

ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。

イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。

以上のことが確認されました。

最後に「3 今後の予定」につきましては、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、事業者は、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間4回のモニタリング調査を残り2年間継続して実施いたします。なお、令和4年9月28日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、事業者は第6回目のモニタリング調査を実施しました。こちらの調査結果については、次回の審議会にて御報告させていただきます。

また継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合は、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請してまいります。

事務局からの説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。この問題もずっと継続して行っているものですが、いかがでしょうか。御質問・御意見等ございましたら伺いたいと思います。

(全委員) <意見・質問なし>

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。後2年間モニタリング調査を継続するというごさいます。それでは特にならなければ、次に報告事項ウに移ります。「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願い致します。

(事務局)

それでは、事務局より、報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」報告いたします。

資料5及び付属の別紙を御覧ください。

まず、史跡・名勝の現状変更の状況について説明いたします。項番1「上浜田中世建築遺構群」における、シェアサイクルステーション設置に伴う現状変更です。海老名市浜田町の指定地内において、シェアサイクルステーションを設置するものです。掘削は伴わず、ステーション設置により史跡への交通面の利便性が高まることを見込まれると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番2「河村城跡」における、案内板設置に伴う現状変更です。山北町岸の指定地内において、史跡の案内板の設置を行うものです。掘削を伴うものの、過去の盛土の範囲に取り、地下遺構への影響は軽微であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番3「江ノ島」における、体験展示施設新設等に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、体験展示施設の建設を行うものです。掘削を伴うものの、試掘調査によって発見された遺構に影響の無いように設計されているため、地下遺構への影響は軽微であると判断される、などの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番4「江ノ島」における、松本館リニューアル工事に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、松本館の改修工事を行うものです。本現状変更に伴い、掘削は行われないことから、地下遺構への影響は軽微であると判断される、などの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番5「江ノ島」における、サムエルコッキング苑内造園工事等に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、ウッドデッキ設置等を行うものです。掘削を伴うものの、過去の植栽時の掘削範囲に収まることから、地下遺構への影響は軽微であると判断される、などの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更の状況について御説明いたします。

項番6「大磯高麗山の自然林」における、危険木の伐採等に伴う現状変更です。大磯町高麗の指定地内において、タブノキ、ムクノキの伐採・枝落としを行うものです。対象樹木は民家等に隣接して位置しており、倒木等による民家への損壊が懸念され、樹叢の安全管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に項番7「海老名の大櫓」における、腐朽大枝部・樹冠の剪定に伴う現状変更です。海老名市国分南の指定地内において、腐朽部・枯れ枝・繁茂部の剪定を行うものです。腐朽の進行による大枝の落下等が懸念される状況であるなど、樹木の安全管理・維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

次に、項番8「天神島、笠島及び周辺水域」における、モニタリング調査に伴う現状変更です。横須賀市佐島三丁目の指定地内において、無許可現状変更に係り、消波堤周辺水域のモニタリング調査を行うものです。海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

最後に、項番9「天神島、笠島及び周辺水域」における、モニタリング調査に伴う現状変更です。横須賀市佐島三丁目の指定地内において、新設消波堤の工事計画に係り、周辺水域のモニタリング調査を行うものです。工事計画に際し、海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

報告事項ウの説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に対して、御質問、御意見等はございますか。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。特にないようですので、これで報告事項は終了します。

以上で予定していた議題については終了いたしました。次に「その他」ですが、委員の先生方から何かございますか。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

特にないようでしたら、事務局から何かありますか。

(事務局)

それでは、事務局から御報告がございます。委員の皆様におかれましては、既に新聞報道等でご存知と思いますが、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表に我が国の「風流踊」について、「記載」の勧告がございました。これは三浦市の「チャッキラコ」、これは既に登録されているものですが、それに、山北町の「山北のお峰入り」そのほか全国の 39 件の「風流踊」を追加して拡張提案され、本日からの政府間委員会において、最終決定がなされます。「風流踊」については、次回の審議会で御報告させていただきます。

また、次回の日程をお決めいただければと思います。

(佐藤会長)

事務局に案はございますか。

(事務局)

2月中旬から下旬、会場は横浜市内で開催させていただくということでいかがでしょうか。

(佐藤会長)

事務局から2月中旬から下旬という提案がございましたが、よろしいでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(佐藤会長)

それでは2月中旬から下旬とする方向で、事務局で調整することといたします。

それでは、令和4年度第2回神奈川県文化財保護審議会は、これを持ちまして閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

(以上)